

# 全国山村振興連盟理事会を開催

全国山村振興連盟は、令和7年7月2日（水）午前10時30分から千代田区永田町の全国町村会館2階ホールにおいて令和7年度第1回理事会を開催した。

最初に、衆議院議員 金子恭之 会長の挨拶、次いで、副会長の衆議院議員 谷 公一 先生及び衆議院議員 宮下一郎 先生並びに理事の衆議院議員 篠原 孝 先生の挨拶があった。

来賓として出席された、農林水産省農村振興局 能見智人 地域振興課長、国土交通省国土政策局 石井秀明 地域振興課長、総務省自治行政局 近藤寿喜 地域力創造グループ地域振興室長及び林野庁 増山寿政 森林利用課長から挨拶がなされた。

議事は、浜田副会長が議長を務め、「第1号議案 令和6年度事業報告に関する件」、「第2号議案 令和6年度収支決算に関する件」、「第3号議案 特別会費の費目の改定に関する件」及び「第4号議案 令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件」の審議が行われ、能見地域振興課長から山村振興法の改正について説明がなされた。

理事会終了後、副会長が中心となって、関係議員及び関係省庁に対し要望活動を行った。

理事会の内容は、次の通りとなっている。

## 【金子恭之 会長(衆議院議員) 挨拶】

皆さんお早うございます。全国山村振興連盟の理事会を開催しましたところ、ご多忙の中、多数の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

今、事務局長からご紹介がありました新たに副会長・監事になられた皆様方におかれては当連盟の舵取り役の一人とご尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

全国の山村をまさに現場で担っておられる市町村長の皆様方、国政の場で山村振興を政策に反映すべく努力いただいている国会議員の先生方、そして夜遅くまで山村に関わる業務に携わっておられる関係省庁の皆様方の日頃のご尽力に対し、改めて感謝を申し上げます。

国会議員理事の異動についてであります。国民民主党の会員が10名になりましたことから、本年3月3日より参議院議員 舟山康江先生に理事にご就任いただいているところであり、皆さんにご報告させていただきます。

本年4月1日に念願でございました山村振興法の一部改正法が施行されました。今回の改正では、法の期限が延長されたほか、法の目的、基本理念、山村振興の目標、国・地方公共団体の責務、さらには配慮すべき事項など各条文に大幅な改正が加えられまして、追加された新たな配慮規定だけでも12条、改正された配慮規定を含めますと実に20条に及んでおります。これによりまして、「山村の自立的かつ持続的発展」が法の目的として位置付けられるとともに、現在の山村が抱えている課題は、ほぼ網羅的に取り上げられたところであります。

国土の半分を人口の3%で支えていましたが、残念ながら人口の減少により2.5%に減っておりまして、それだけ振興山村の皆さんの役割は大きなものがあると思います。引き続き努力していきたいと思っています。

全国山村振興連盟といたしましては、令和5年度より様々な場を通じて、理事・会員の皆様にご検討いただき、それらの声を取りまとめて法や施策に反映するよう要請活動を行ってまいりました。そうした皆様のご努力に対し深く敬意を表するとともに、要望を反映して法改正を実現いただいた関係の国会議員の先生方、法改正手続きに関わってこられた関係省庁の皆様、厚くお礼申し上げます。

改正に当たっては、超党派で会議を開いて、そこで意見を集約していただき、2名を除き全会一致で成立しました。山村振興は国会全体で与野党を通じて支えていただかなければならないものですので、これからも円満な形で進めてまいりたいと思っています。

改正山村振興法が国会において、衆議院本会議では全会一致、参議院本会議では2名を除いた賛成により成立したということは、山村の持つ多面的・公益的機能について改めて国民全体で認識され、そして東京一極集中を改めて地方への人の流れを作り、山村の持続的発展を確保しなければならないことが、再確認されたということでもあります。

今、石破内閣は「地方創生2.0」を政策の重要な柱として掲げておりますが、私たちとしては、改正山村振興法の理念に基づいて、各般の分野で政策を一層充実・強化していただくよう求めて行かなければならないと思っています。

本日は、令和6年度事業報告・決算、令和8年度予算・施策要望についてご審議いただく予定としておりますが、どうぞ忌憚のない意見をお聞かせいただき、有意義な会合となるようお願いいたします。ありがとうございました。

**【谷 公一 副会長(衆議院議員) 挨拶要旨】**

改めまして皆さんこんにちは。

今、金子会長からお話がありましたように、山村振興法の一部を改正する法律が無事国会で成立したということで、皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

この改正の中身ですが、持続可能な地域社会の維持及び形成あるいは移住・定住・二地域居住ということが新たに入れられました。

数年前の過疎法の改正もそうでありましたが、いわゆるハンディキャップ地域を今後とも持続できるような仕組み作りの重要性が法律の中にしっかり明記する。そしてそこで生まれ育った方が地元に残るということだけではなくて、他の地域で育った方も移住・定住で受入れる、そういう条件整備、そういうことの大切さを今回の山村振興法の改正においても明記されたというふうに思っております。

人口の減少が止まらない。合計特殊出生率も段々残念ながら年を追うごとに厳しい数字になっていますが、しっかり山村地域が持続可能な地域であるように私も金子会長共々しっかり頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

#### 【宮下一郎 副会長(衆議院議員) 挨拶要旨】

改めまして皆さんこんにちは。

金子会長を筆頭に超党派の先生方としっかり手を合わせて山村振興法の10年延長ができました。また、単なる延長ではなく、新しい山村の持つ価値がしっかりと盛り込まれたことは大変意義のあることだと思います。

実質的に山村を豊かにしていく、その責務があるということで、しっかり働いていきたいというふうに思っています。

自民党に社会機能分散型国づくり推進本部があり、その役員をやっていますが、今新地方創生本部と一緒にあって、新しい法律を準備しようという議論をしています。南海トラフの被害をいかに減らすかということもありますが、特に首都直下型地震とか富士山の噴火とかに対し、日本は大変脆弱な状況になっている。東京・埼玉・千葉に人が集まっている状況は非常に危険だということで、何かあった時に、これを助けに行けるバックアップに行ける。地方の拠点がバックアップする機能を担う。そういう国づくりに大転換していこうということです。

そうすれば、何があっても、駆けつけられますし、機能が失われず持続可能な活動ができる。そういうことで、若い人が地方の拠点到住しながら、行ったり来たり、まさに二地域居住的な生活をしていく。そうすれば、子育て環境も都会の狭い住まいでは子ども2人、3人のはとても無理というような状況も解消できるというふうに思っています。

森林環境譲与税も本格実施・運用が始まりました。都会の皆さんもこれを活用して

いただきたいと思います。

森林の意味を学ぶ森林環境教育の場、農林水産体験をしていただく場とかということで、教育という面でも山村の果たすべき役割はますます大きくなっていると思います。そういう交流の中で、日本全体を元気にしていけたらと思います。

今後ともよろしくお願いします。

### 【篠原 孝 理事(衆議院議員) 挨拶要旨】

山村振興法の一部改正については、他の先生方から話がありましたので、私はトランプ関税、世界を騒がせていますが、その関税問題で日本の山村はどうなるのか、どうしたらいいのかについて、私の考えをお話しさせていただきます。

トランプ大統領はおかしいのではないかと日本のマスコミは総攻撃です。しかし、反論できていないのです。何故かというと、トランプ大統領が言っていること、全部が正しいわけではありませんが、一理あるのです。

アメリカは黒字、経済力も軍事力も圧倒的な地位を占めてきました。日本は焼け野原。だから何でもアメリカ頼りにしてきました。1971年にアメリカが貿易赤字になりました。日本がどんだんのし上がって行って日本の対米貿易黒字が500億ドル、それで、繊維製品、家電製品、自動車、半導体について日本になんとかしろということで自主規制が始まりました。気がついて見ると、アメリカに残っている製造産業は軍事産業と医療産業だけとなりました。アメリカの自動車産業のビッグ3と呼ばれたゼネラル・モーターズ、フォード、クライスラーはがたがたとなりました。今、貿易赤字は1兆2000億ドル、1980年代は2000億ドルでしたから、6倍になりました。相手国がどこかと言いますと、中国が3000億ドル、2位がメキシコ、3位がベトナム、日本が700億ドルです。アメリカこそ、国難・危機なのです。頼りになるのは関税しかない。100%の関税を課する。トランプのやろうとしていることは、工業製品でアメリカ人の使うものはアメリカで製造すべき、他の国からどんだん輸入することは止める、そういうことなのです。私は理にかなっていると思います。だから他の国ががたがた言えないのです。

例えば、メキシコとの貿易赤字がなんでそんなに増えているかというと、低賃金だからです。日本の自動車会社だけでなく世界の自動車会社が低賃金を悪用して、関税ゼロにしていますから、アメリカに輸出している。これに不満を持っている。

日本はどうするのか。トランプの言う通りなのです。日本で保護すべき産業は何でしょうか。林産物、農産物に関税を課せさせていただいて、日本の農林業を復活・復興させていただく。こういう対応がいいのではないかと思います。日本は真っ先に関

税をゼロにして輸入し始めたのが丸太であり、そして製材もゼロにしてしまった。だから山村の人口も3%から2.5%に減少してしまい、長野県の山も悲惨です。長野県は小さな田んぼや畑で食っていたわけではなく、材木で食っていたのです。それが切り出ただけで赤字になる。このような状態を直すべきだと思います。地方創生はそこから始まると思います。だから、この全国山村振興連盟は重要な役割を果たしていかなくてはならない。私の言う方向に動いていけばいいのですが、そのようにいかないのは問題だと思います。皆さんもこのような考えを念頭に置いていただきたいと思います。

#### 【能見智人 農林水産省地域振興課長 挨拶要旨】

7月1日付けで農林水産省地域振興課長に就任しました能見と申します。よろしく申し上げます。

先程の金子会長はじめ皆様のご挨拶にありましたように、山村振興法の一部を改正する法律が、去る3月31日の参議院本会議においてNHK党の2名を除く与野党の賛成により可決・成立しました。改正内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、前回改正後の10年間の山村地域を巡る状況の変化や、他の地域立法改正規定をも踏まえて、配慮規定の充実などが盛り込まれています。改正に当たりましては、当連盟の町村長の皆様方が11月の自民党の山村振興特別委員会、2月の山村振興法に関する超党派会議においてそれぞれの地域の課題や要望を伝えていただき、改めて感謝申し上げます。

改正された山村振興法に基づき、しっかりと山村地域の振興に取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 【石井秀明 国土交通省地域振興課長 挨拶要旨】

7月1日付けで着任した国土交通省地域振興課長の石井でございます。よろしく申し上げます。

皆様方の強い思いによりまして、山村振興法の改正がなされたと認識しています。この法改正において国土交通省関連の施策・テーマにおいても移住・定住・二地域居住の促進であったり、さらに防災体制の強化といった新たな時宜にかなったテーマが盛り込まれたと認識しています。特に二地域居住、防災体制の強化については、この法律の中身を実行に移していく段階で、私ども国土交通省がしっかりと全力で力を発揮しなければならないと考えている次第であります。

山村地域の現場で頑張っている皆様方の思いをしっかりと私ども受け止めまして、そして皆様方とのパートナーシップの下、全力で進めていく必要があると思っ

ています。引き続き、しっかり一緒に頑張っ

### 【近藤寿喜 総務省地域力創造グループ地域振興室長 挨拶要旨】

総務省地域力創造グループ地域振興室長の近藤でございます

総務省におきましても、地方への新しい人の流れをつくるため、地域おこし協力隊のさらなる拡充や、関係人口の創出・拡大に取り組んでおります。あわせて、山村地域など地理的に不利な地域における情報通信基盤の整備等により、地域が元気になる取組も推進して参ります。

令和7年度の地方財政への対応につきましては、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保しております。

また、辺地債・過疎債についても昨年度を上回る計画額を確保しております。地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度までに1万人とすることを目標に掲げ、目標の達成に向け、さらなる取組を推進しております。さらに、特定地域づくり事業協同組合についても、7月1日現在では123組合が活動しており、そのうち89組合が山村地域で活動しています。

また、地域運営組織（RMO）の形成等、人口が減少しても、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための地域の拠点づくりや、都市部の小中高生が山村で学校生活を送る山村留学や子ども農山漁村交流プロジェクト等、若者や女性の地域交流の促進にも取り組んでおります。

また、情報通信インフラの面では、条件不利地域において、携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進するための事業や、光ファイバの整備や公設設備の民間移行を促進するための事業といった、地方からのデジタルの実装を力強く推進していくための取組を引き続き進めて参ります。

今後とも、関係省庁と密接な連携のもと、山村地域の振興に取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導よろしくお願

### 【増山寿政 林野庁森林利用課長 挨拶要旨】

7月1日付けでに林野庁森林利用課長に就任した増山でございます。よろしくお願

まず、令和7年3月に、皆様のお力添えにより、山村振興法が改正されました。今回の法改正では、森林の整備及び保全の推進等に関する配慮規定が新設されたことも踏まえ、一層これらの取組を推進してまいります。連盟の皆様におかれましては、

引き続き森林・林業施策の推進にお力添え賜りますようによろしくお願いいたします。

また、政府では、『地方創生2.0』として、地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業の創出に取り組んでいます。農林水産省内では、「地方みらい共創戦略」を5月末に策定し、その中で森林内での体験サービスを提供する森林サービス産業をはじめ、環境保全や癒しなどの森林の多面的な機能に価値を見だし、地域の賑わいや雇用、所得の向上を生み出す取組を「森業（もりぎょう）」として、今後、推進していくこととしています。

森林・山村地域の振興のためには、林業・木材産業の成長産業化とあわせて「森業」を推進し、森林のフル活用を行うことが重要と考えております。このような取組を進めるに当たり、地域の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠だと考えております。皆様方の一層のお力添えを賜りますようによろしくお願い申し上げます。

◎挨拶をいただいた方以外の政府関係の出席者（敬称略）

林野庁	森林利用課山村振興・緑化推進室長	岸 功 規
農林水産省	地域振興課課長補佐	石 飛 法 子
農林水産省	地域振興課課調整係長	半 田 宗一郎
国土交通省	地域振興課課長補佐	中 島 敬太郎
林野庁	山村振興・緑化推進室課長補佐	劔 持 沙 織
林野庁	山村振興・緑化推進室企画係	松 島 克

## 【議 事】

浜田副会長のもとに議事が進められた。

- 第1号議案 令和6年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和6年度収支決算に関する件  
第1号議案及び第2号議案について、實重事務局長が内容の説明を行い、大久保監事から監査報告が行われ、両案は原案通り承認された。
- 第3号議案 特別会費の費目の改定に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、原案通り承認された。
- 第4号議案 令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、原案通り承認された。
- その他  
山村振興法の改正について、能見農林水産省地域振興課長から「山村振興法の一部を改正する法律概要」と題した資料（別掲）に基づき説明がなされた。

理事会で承認された「令和6年度事業報告」及び「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」は、次の通りとなっている。

## 令和6年度事業報告

### 1. 山村振興施策に関する提言及び政府予算対策

- ① 7月及び10月の理事会において「山村振興法の改正に関する特別要望書」及び「令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係国会議員、関係省庁に要請を行った。
- ② 8月27日に開催された自由民主党総合農林政策調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議に出席し、「山村振興法の改正に関する特別要望書」及び「令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」により要望を行った。
- ③ 11月21日に開催された自由民主党山村振興特別委員会に出席し、「山村振興法の改正に関する特別要望書」及び「令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」により要望を行った。
- ④ 11月21日に山村振興法改正・延長実現総決起大会を開催し、「山村振興法の改正に関する特別要望書」及び「令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係国会議員、関係省庁に要請を行った。
- ⑤ 12月23日に開催された自由民主党総合農林政策調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において令和7年度農林水産関係予算の折衝状況が報告された。
- ⑥ 令和7年度政府予算案は12月27日に決定された。
- ⑦ 令和7年2月20日に開催された自由民主党山村振興特別委員会において、山村振興関係予算について説明が行われた。

### 2. 山村振興法改正に向けた取組

- ① 副会長を構成員とする「山村振興法改正問題に関する検討会」を令和5年7月に設置し、検討を行った。(令和5年7月、10月、令和6年2月、7月10月、令和7年2月と6回開催した。)
- ② 山村振興法改正問題に関する検討会において取りまとめた「山村振興法改正に関する論点整理(案)」を7月の理事会で説明し、10月の理事会において「山村振興法改正の方向と論点」とした。
- ③ 7月3日の理事会終了後、「山村振興法改正に関する意見交換会」を2時間開催した。①小田切徳美明治大学教授の講演と質疑(小野文明全国町村会経済農林

部長同席)、②出席役員(19人)、関係省庁(8人)による意見交換を行った。

- ④ 令和5年に引き続き、令和6年7月、10月及び11月に副会長が「山村振興法の改正に関する特別要望書」を持参し、関係国会議員及び関係省庁に要望行動を行った。
- ⑤ 11月21日に「山村振興法改正・延長実現総決起大会」を開催し、山村振興法改正・延長に関する特別決議を行った。
- ⑥ 11月21日に開催された山村振興特別委員会において、「山村振興法改正に関する特別要望書」等により要望を行った。
- ⑦ 令和7年1月26日に長野県木曾町において、自由民主党山村振興特別委員会による現地調査が行われ、進藤理事及び實重事務局長が参加した。
- ⑧ 2月6日に開催された「山村振興法に関する超党派会議」において、金子会長及び鈴木・熊川副会長が出席し、「山村振興法改正に関する特別要望書」等により要望を行った。
- ⑨ 2月20日に開催された自由民主党山村振興特別委員会において、山村振興法改正について要望を行った。
- ⑩ 2月21日に開催された「山村振興法に関する超党派会議」において、金子会長及び宮下副会長が出席し、「山村振興法改正法案」に関する意見交換が行われた。
- ⑪ 山村振興法改正法案の国会審議に先だって、衆議院・参議院農林水産委員会委員及び関係国会議員に対して、要望行動を行った。
- ⑫ 山村振興法の一部を改正する法案が、3月18日の衆議院農林水産委員会、3月21日の衆議院本会議、3月27日の参議院農林水産委員会、3月31日の参議院本会議で可決され、成立し、3月31日に公布、4月1日に施行された。

### 3. 山村振興を図るための啓発・普及活動の推進

#### (1) ホームページ・メールマガジンでの情報提供

##### ホームページ

連盟の紹介、全振興山村のリンク、山村からの提言

山村へのメッセージ、山村振興施策（山村振興法、山村振興関連予算、各種政策、白書等）を掲載した。

##### メールマガジン

「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週発行し、HPにも掲載した。

関係省庁の施策の動向など山村振興施策をめぐる各種情報を提供した。

(2) 山村振興に係る団体の活動の後援等を行った。

- 特定非営利活動法人「地球緑化センター」が実施する「緑のふるさと協力隊」
- 「第23回聞き書き甲子園」
- 「森林・林業・山村問題を考える会」(10月5日。東京で開催)
- 「全国過疎問題シンポジウム2023 inやまなし」(10月24～25日開催)
- 全国二地域居住等促進協議会(国土交通省地方振興課が事務局)に会員として参加。
- 農業農村情報通信環境整備推進体制準備会(農林水産省地域整備課が事務局)に会員として参加。
- 第2のふるさと推進ネットワーク(観光庁観光資源課が事務局)に会員として参加。
- Forest Styleネットワーク(林野庁森林利用課が事務局)に会員として参加。
- 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム(農林水産省農村計画課が事務局)に会員として参加。

#### 4. 山村振興実務研修会の開催

市町村、都道府県、連盟支部の山村振興担当者を対象に6月7日(金)に開催し、50名が参加した。

#### 5. 会員等への情報の提供

- (1) 「山村振興情報」を年間6回(隔月1回)発行した。
- (2) 「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週、支部あてに送信した。  
また、同時にホームページに掲載した。
- (3) 事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、山村振興施策・予算の要望等理事会での決定事項は、理事会終了後、直ちに会員に連絡した。
- (4) 山村振興に関連する各種情報は、ホームページに掲載し、会員に提供した。

#### 6. 「森林・山村対策に関する懇談会」の開催

「森林・山村対策に関する懇談会」を令和7年2月19日に開催し、副会長・理事・監事他が出席した。

##### 講師

総務省自治財政局調整課長	梶 元伸 氏
農林水産省地域振興課課長補佐	渡部洋己 氏
林野庁山村振興・緑化推進室長	諏訪幹夫 氏

#### 7. 山村振興全国連絡協議会との連携

山村振興全国連絡協議会の活動に対し助成を行うとともに、総会（7月10日にWEBにより開催）、ブロック会議に出席し、連携を図った。

北海道・東北ブロック会議（開催県：北海道。10月24日、25日に開催）

関東ブロック会議（開催県：埼玉県。11月28日にWEB会議）

九州ブロック会議（開催県：宮崎県。12月20日にWEB会議）

東海・北陸ブロック会議（開催県：福井県。11月に書面開催）

中国・四国ブロック会議（開催県：高知県。12月に書面開催）

#### 8. 各種会議会合等

##### (1) 山村振興法改正・延長実現総決起大会及び通常総会

令和6年11月21日(金)に開催した。

##### (2) 副会長会議・理事会

令和6年7月・10月、令和7年2月に副会長会議及び理事会を開催した。

##### (3) 事務局長会議

令和7年1月に開催した。

##### (4) ブロック会議

北海道・東北六県山村振興ブロック会議が、8月8日(木)～9日(金)に山形県朝日町で開催された。

### 令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、日本人の精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産をはじめ、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

一方、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて長期に及んだコロナ禍、気候変動による災害の多発、諸物価の高騰等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっております。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければなりません。

こうした中であって、本年、山村振興法の一部改正法が成立し、法期限を延長するとともに山村振興政策の充実を図ることとされたことは、山村の多面的・公益的機能が広く認識されるとともに、都市人口集中の弊害への反省に立って、人口の地方分散と地域社会の維持・発展が重要な課題であると改めて認識されたものと考えており、感謝を申し上げます。

高度経済成長期以降、地方から都市への人口流出は一貫して歯止めが掛っていないという状況にあり、国土利用計画、地方分権改革、山村振興法をはじめ、地方への人の流れや様々な地域間格差の是正を目標にしてきた過去の制度が残念ながら十分に効果を発揮するに至らなかったという現実を改めて認識した上で、今、未来に向けて、地方移住促進や投資等、日本の社会構造を変える取組みを行うことが喫緊の課題となっています。

山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することはもとより、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

## 記

### I 改正山村振興法に基づく山村振興政策の強化

1. 改正された山村振興法の目的、基本理念、山村振興の目標、配慮事項等の規定に基づき、国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続的に発展し、国土が適切に管理されることとなるよう、関係省庁の連携の下、各分野において山村振興政策を積極的に充実・強化すること。
2. 関係省庁との連携に当たっては、山村振興法により国の責務が明確化されたことを踏まえ、国土の半分に及ぶ山村が機能不全に陥れば都市や国家への影響も甚大であるという観点に立って、国家的課題として山村地域を活性化させるかを共有した上で、地方からの人口が流出する社会構造や生活基盤の地域間格差の是正に取り組むこと。
3. 山村振興法において都道府県の責務が明記されたことを踏まえ、都道府県においても、山村の市町村に対する支援に加え、国民への情報発信、広域連携の強化、資源の有効活用、生活・産業基盤の充実等に関する施策を強化すること。
4. 食料品価格、ガソリン価格をはじめとする諸物価の高騰が山村の生活に著しい打撃を与えていることを踏まえ、各般の物価安定対策を強力かつ迅速に講じること。
5. 世界各地で紛争が頻発する情勢の下にあって、食料・生産資材・木材を輸入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づき、山村地域における農地・森林等多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。
6. 以上のような国家的課題に対処するため、国による研究開発、革新技術・DXの活用普及などにつき、モデル地域を創出する事業を行うこと。

### II 移住政策・観光政策等による総合的な人口政策の充実

1. 地方への人の流れを作るため、地方移住が促進される政策を構築するとともに、山村への移住者に対して税制面での思い切った優遇や地域の実情に応じた多段階の支援を行うこと。また、地方への移住やU・Iターンを促す奨学金返済支援制度を構築するなど抜本的対策を講じること。
2. 都市との連携強化による二地域居住対策、関係人口の増加、次世代を担う人材の育成対策等を充実・強化すること。
3. 特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化する

こと。

4. 「地域おこし協力隊」を充実強化するとともに、地域運営組織や中間支援組織の活動を促進すること。
5. 山村地域における観光業及び農泊等の「里業」を推進し、域内の二次的交通の充実や多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。
6. 観光振興に当たり、インバウンドを活用する一方で、オーバーツーリズム対策のための措置を講ずること。また、観光客数が基準財政需要額の算定対象となっていないため、オーバーツーリズムに起因する費用は山村地域の住民がすべて負担している形となっていることから、インバウンドを含めた来訪者の算定方法の精度を高めて明確にし、算定の基礎数値とすることにより、来訪者に応じた基準財政需要額の算定がなされるようにすること。
7. テレワーク等山村において就業が可能な環境の整備を推進するとともに、山村への企業の誘致、産業立地に関する支援を充実すること。
8. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策を推進するとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
9. 日本農業遺産、日本遺産等の認定地域において、地域産物や地域に根ざした観光資源のPRに努めるとともに、地域産品の販売促進などの支援を行うこと。

### Ⅲ 災害復旧の推進と防災力の強化

1. 能登半島地震、東日本大震災及び近年の豪雨・台風・山林火災等の被災地においては、関係省庁連携の下、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
2. 防災・減災、治山・治水、砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、災害の多発に備えた多様な措置を講ずること。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報提供システムの整備を図ること。
3. 山村地域において消防広域化計画や相互応援体制の円滑な構築に向けた制度・財政両面での支援を充実・強化するとともに、地域事情に応じた多様な消防体制の確立を可能とする法制度の整備を図ること。
4. 山村地域において消防団活動の持続可能性を確保するため、団員確保に向けた特別支援策や企業等による消防団活動への協力に対する優遇措置を講じること。
5. 山村地域における消防水利を確保するため、防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進する特別支援措置を講じるとともに、山間部での水利確保の困難性に対応するための新たな消防水利システムの研究開発・導入を推進すること。
6. 山村地域の防災力を強化するとともに、多様な人材の参画を促進する観点から、消防団や消防職場における女性の参画促進に向けた環境整備に対する財政支援を講じるとともに、防災計画や訓練において女性や高齢者の視点を反映する仕組みを構築すること。
7. 山村地域の防災力強化のため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を拡充するとともに、老朽化した消防車両等の更新、消防団装備の充実、防災拠点の機能強化に対する特別支援を講じること。また、山林火災や土砂災害等の山村特有の災害に対応するための特殊車両や資機材の整備を促進すること。
8. 山村地域の多くの役場庁舎は老朽化が進み、耐震性能が不十分な施設も多く存

在しているが、庁舎は平時の行政機能に加え、災害時には避難所や防災拠点としての役割を担っており、安全性の確保が急務である。しかし、財政力の限られた山村の市町村にとって、庁舎の耐震化・建て替えに要する多額の費用を自力で負担することは困難であることから、庁舎の耐震化および建て替えに対する国の新たな補助制度を創設すること。

#### IV デジタル・トランスフォーメーション (DX) 等革新技術の導入・普及

1. 生活基盤の様々な地域間格差が都市への人口流出を助長してきた大きな要因ともなっていることから、医療や教育をはじめとするDX技術の研究と開発導入を国において積極的に取り組むこと。
2. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き渡ることにより、山村の不利な条件を克服し、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、施策を更に充実・強化すること。また、自動運転をはじめ、人口減少の進む山村の喫緊の課題となっている政策については、規制緩和を図りつつ山村地域から導入すること。
3. 山村地域において遅れている5G・光ファイバ網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、テレワーク、キャッシュレス決済、電子申請につきさらに普及を促進し、そのための支援を行うこと。
4. 携帯電話不通地域の解消等デジタルディバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地上デジタル放送送受信施設の更新等、地域の実情に応じた通信システムの設置・管理に対し支援すること。
5. 公設民営に限らず公設公営の情報関連施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
6. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発の利用促進を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐこと。

#### V 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、用途を含め市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。
2. 都市部の公共施設、学校等において、森林環境譲与税を原資とした国産材の利用を促進すること。また、森林環境譲与税を活用した、都市部と山村、河川流域での川上と川下の交流を促進し、環境に対する意識の向上、林業がおかれている現況の理解の増進、山村で林業に取り組む者の誇りの醸成に繋げること。
3. 公共施設等での国産材の利用を促進するため、消防法等関係法令の耐火基準を国産材が満たせるよう加工の技術革新をすすめること。
4. 国連SDGsや温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
5. 都道府県や河川流域を基準とした地域版J-クレジット制度の創設支援を行い、森林整

備を促進することのできる仕組みを検討すること。

6. 改正された「棚田地域振興法」に基づき施策を充実し、高齢化、担い手不足、生産基盤の老朽化など、棚田地域が抱える課題に対する支援策を強化すること。
7. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
8. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、将来の農地の在り方に関する地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
9. 老朽化した農業用施設の保全・整備を推進するため、予算を拡充し、柔軟な要件の下で活用できるよう措置すること。
10. 山村地域における農林業の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」を充実・強化すること。
11. スギ人工林の伐採・植替え等を含む花粉症解決に向けた総合対策を推進するとともに、間伐や再造林、林道の開設・改良等を支援すること。また、豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化を推進すること。
12. 「農山漁村地域整備交付金」を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
13. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策の推進を図ること。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。
14. 森林の有する多面的・公益的機能は年間70兆円にも及ぶとの試算もあることから、森林環境譲与税にとどまらず、山村や中山間地域が有する多面的・公益的機能について客観的に評価した上で、地方財源として制度設計し、配分することにつき検討すること。

## VI 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の基幹産業である農業・林業について、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づき、最先端技術の導入を含めて生産性・採算性を向上し成長産業化の支援を行うとともに、意欲と能力のある担い手や新規就農者の所得確保を支援するため、農林水産予算を大幅に拡充すること。
2. 認定農業者等の中核的担い手だけでなく、兼業農家等を含む多様な担い手が地域を支えることとなるよう農村政策を充実・強化すること。
3. 農林水産業に革新技術を導入して効率化・付加価値化し成長産業に導くことが、食料安全保障や地球温暖化など国家的課題への対応に貢献することから、山村における担い手の新規参入を促進するため、経営体の組織や基盤の強化に関するモデル的な事業につき検討すること。
4. 改正された森林経営管理法に基づき、森林経営管理制度について、地域の実情に応じて更なる森林の集積・集約化が進められるよう、施策を充実・強化すること。
5. 「山村活性化支援交付金」の維持・充実を図るため、本交付金を含む「農山漁村振興交

付金」の総額を確保すること。また、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地耕作条件改善事業」、畜産環境対策を充実・強化すること。

6. 「中山間地農業ルネサンス事業」を充実し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
7. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に係る支援の充実を図ること。
8. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する森林サービス産業等の「森業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
9. 「花粉削減・グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化に資する取組を実施すること。急傾斜地における架線集材・ヘリ集材への支援を含め、間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
10. 「都市（まち）の木造化推進法」を強力に推進するとともに、これに基づき、建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出促進への支援を充実・強化すること。
11. 特用林産物の振興を図るための予算を確保すること。

## Ⅶ 鳥獣被害防止

1. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
2. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技术を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
3. 農地や林地以外の地域住民の住居や神社寺院等での被害が増大し地域住民が住みづらくなる中、支援対象を集落地域全体に広げ、包括的な対策ができるよう努めること。対策については、地域事情を加味し、規模や要件について柔軟に対応できるよう配慮すること。
4. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進するとともに、防衛省・自衛隊は、クマ等による被害の深刻さの度合いにより、災害派遣に準じる自衛隊の派遣又は自衛隊員による害獣駆除への協力を行うことにつき検討すること。
5. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

## Ⅷ 地域公共交通・道路等生活基盤の確保

1. 地域公共交通の見直し・検討が進められる中で、山村地域における公共交通の維持・確保を図ること。
2. 山村地域住民の広域生活圏における生活交通を確保するため、実情に合わない法の撤廃や規制緩和を行うとともに、地方バス路線維持、デマンドバス・デマンドタクシー・日本型ライドシェア等に関する対策を充実・強化すること。
3. 自動運転の技術開発、実証、ルール作りを促進するとともに、山村における普及、社会実装を加速化すること。
4. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
5. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。また、防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。
6. 山村地域の生活・交通にとって不可欠なガソリンスタンドを維持するため、地下タンク設置の基準を緩和するとともに、更新について支援を拡充すること。
7. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。また、山村地域の实情に応じて污水处理施設の整備を促進すること。
8. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。

#### **IX 医療・保健・福祉**

1. 医療人材の偏在や高度急性期医療の提供体制の格差は命の格差ともいふべき状況にある。あらゆる可能性を用いて格差を是正すること。
2. オンライン医療を推進するとともに、感染症等に対処する医療施設・体制を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保について、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
3. 命の格差を是正し、人材の不足している地域医療を存続させる視点に立って、診療報酬制度や介護報酬制度を改善するとともに、DX技術を活用すること。
4. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。
5. 民間事業の参入困難となっている現状を打開する政策を推進し、財源措置を含め都市との格差を是正すること。
6. 周産期医療ができるよう山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保、体制に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
7. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターへの支援を強化すること。
8. 山村地域における救命率向上のため、遠隔医療システムと救急活動を連携させる仕組みの構築・導入を支援するとともに、救急救命士の処置範囲拡大や高度な救急資機材等の導入に対する財政支援を拡充すること。
9. 人口減少・高齢化の進展が著しい山村地域においては高齢者・障がい者・児童いずれの福祉分野においてもサービス需要が減少し、地域のサービス提供体制の維持・確保に支障が生じている。福祉人材の確保、経営に対する支援等、サービスを提供する事業所等が今後も事業を継続できるための支援体制を強化すること。

## X 教育・文化

1. 都市と地方の教育格差は歴然としている。あらゆる可能性を用いて教育格差と選択肢の確保を行うこと。
2. オンライン教育の環境整備を推進するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。また、地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた教育に努めること。
3. 小中学校の統廃合に当たっては、教育拠点の確保、地域の持続性の観点に十分配慮すること。
4. 山村地域における教員配置に係る関連法の見直しを行い、教職員の更なる配置改善を行うこと。
5. 地域の人材育成と地方創生の実現のため教育機関の地方移転を進めること。
6. 自然資源を保護・保全するとともに、ジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。また、山村における国民の幅広いボランティア活動や山村留学を含む山村での体験を推進すること。
7. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化するとともに、寄宿舎居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
8. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに、遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。

## X I 貿易交渉について

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

## X II 山村地域の持続的発展の確保

1. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
2. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。
3. 農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、国土保全に資する事業等に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。
4. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。
5. 道州制は導入しないこと。
6. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
7. 山村地域では、土木・福祉・医療などの技術系職員の確保が極めて困難となっており、行政サービスの維持に深刻な支障が生じている。専門職員の確保・定着に向けた財政支援や派遣制度、就職支援制度の拡充など、国による人的支援の強化を図ること。

# 山村振興法の一部を改正する法律概要

## 第一 背景

山村振興法は、昭和 40 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定され、その後、5 度にわたり期限延長(令和7年3月 31 日失効)

→ 山村の振興を引き続き図るため、法期限を延長するとともに、現状の課題に合わせた改正が必要

## 第二 改正の概要

### 一 総論的事項の改正

#### 1 目的

- ・ 山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記
- ・ 振興の目的として「山村の自立かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記
- ・ 移住・定住・二地域居住・地域間交流のそれぞれの促進を明確化

#### 2 基本理念

- ・ 「農林水産業の生産活動及び農業者等の地域住民による共同活動」の継続を明記
- ・ 山村における「持続可能な地域社会の維持及び形成」を明記

#### 3 山村振興の目標

- ・ 「日常的な移動のための交通手段の確保」「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「防災体制の強化」「児童の福祉」「子育て環境の確保」「住民の生活の安定」を明記
- ・ 「移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等」の目標を新設

#### 4 国・地方公共団体の責務

- ・ 国:「施策を総合的に策定及び実施」する責務と「税制上の措置」への配慮を追加
- ・ 都道府県:「市町村相互間の広域的な連携の確保」「情報提供等の援助」の努力を追加

### 二 山村振興基本方針の改正

防災基本計画、国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和を追加

### 三 配慮規定の充実

#### 1 交通通信関係

- ・ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等、情報の流通の円滑化等

#### 2 産業振興関係

- ・ 農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進等、就業の促進

#### 3 災害防除等関係

- ・ 防災に関する施策の推進、感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等

#### 4 住民福祉の安定・向上関係

- ・ 医療の確保、障害福祉サービス等の確保等、児童福祉施設の整備等、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減
- ・ 地域文化の振興等、鳥獣被害の防止等、教育環境の整備

#### 5 移住・定住・二地域居住の促進等関係

- ・ 移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進、都市等と山村の交流の促進等、地域社会の担い手となる人材の育成等

#### 6 その他

- ・ 自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む。)、規制の見直し

### 四 法期限の延長

法期限を 10 年間延長(令和 17 年3月 31 日まで)

# 山村振興法について（昭和40年法律第64号）

- 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定。
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年、令和7年の6度にわたり期限延長（現行法は令和17年3月31日が期限）。

※令和6年度改正は青字部分

## 山村振興法の目的（第1条）

山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

## 山村の現状

### 山村の役割（第1条）

- ・ 農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保等
- ・ 自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担う

### 山村の実情（第2条）

- ・ 交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない

## 山村の定義（第2条）

山間地その他で政令に定める要件に該当するもの  
旧市町村(S25の単位)のS35時点で  
・ 林野率 0.75以上  
・ 人口密度 1.16人/町歩未満

## 振興山村（第7条）

知事の申請→主務大臣※の指定

※国土交通、総務及び農林水産大臣

## 基本理念（第2条の2）

山村の振興は、次を旨として行わなければならない

- ・ 山村の有する多面的機能が十分発揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、農林水産業の生産活動及び共同活動の継続、森林等の保全を図ること
- ・ 持続可能な地域社会の維持・形成がなされるよう、産業基盤、生活環境の整備等を図ること
- ・ 就業機会の創出、住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、移住、定住、特定居住（二地域居住）及び地域間交流の促進を図ること

山村の振興は基本理念にのっとり、次の目標に従って推進

## 山村振興の目標（第3条）

交通機能の確保・向上 / デジタル社会の形成 / 農道・林道整備等による未利用資源の開発 / 産業振興と雇用増大 / 災害防除 / 住民生活の安定と福祉の向上 / 多様な人材の確保・育成

基本理念にのっとり、目標を達成するための責務

## 国及び地方公共団体の責務（第4、5条）

### 【国の責務】

- ・ 山村振興のため必要な施策を総合的に策定及び実施する責務
- ・ 必要な事業の実施に関し、補助の条件の緩和等の財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮すること
- ・ 国有林野の積極的活用その他の適切な施策の確立及び拡充に努めること

### 【地方公共団体の責務】

- ・ 山村振興のため、必要な事業の円滑な実施、市町村相互間の広域的な連携の確保及び市町村に対する情報の提供等の援助に努めること

## 山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県が作成→主務大臣に提出(関係行政機関の長に通知)

基本方針に基づき作成

## 山村振興計画（第8条）

- ・ 市町村が都道府県との協議の上作成
- ・ 主務大臣に提出(関係行政機関の長に通知)
- ・ 産業振興施策促進事項の策定 → 取組への特例措置

計画に基づく特例

## 計画に基づく事業の助成等（第10、第10条の2、11条）

- ・ 地域資源を活用する事業者への助成
- ・ 基幹道路の都道府県代行制度
- ・ 振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置（補助率のアップ・採択基準の緩和等）
- ・ 地方債についての配慮

## 産業振興施策促進事項の特例（第8条の6～第8条の9）

- ・ 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ・ 補助金適正化法の財産処分の制限の特例
- ・ 農地法等による処分についての配慮
- ・ 中小企業者に対する配慮

## 国及び地方公共団体の配慮規定（第17条の2～第21条の9）

以下の①～⑳の事項について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行うものとする。

- |                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保     | ⑫ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスの住民負担の軽減     |
| ② 情報の流通の円滑化、通信体系の充実、先端的な情報通信技術の活用の推進 | ⑬ 地域文化の保存・活用、保存・活用の担い手の育成、文化の振興      |
| ③ 農林水産業その他の産業の振興                     | ⑭ 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保、ジビエ利用の促進 |
| ④ 森林の整備及び保全、木材利用の推進等                 | ⑮ 教育環境の整備                            |
| ⑤ 再生可能エネルギーの利用の推進                    | ⑯ 移住等の促進に資する生活環境の整備                  |
| ⑥ 就業の促進                              | ⑰ 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進              |
| ⑦ 防災に関する施策の推進                        | ⑱ 都市等と山村の交流の促進等                      |
| ⑧ 感染症発生時における住民生活の安定等                 | ⑲ 地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携・強力の確保     |
| ⑨ 医療の確保（遠隔医療を含む）                     | ⑳ 自然環境の保全及び再生                        |
| ⑩ 介護給付等対象サービス・障害福祉サービス等の確保等          |                                      |
| ⑪ 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等              |                                      |

## 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第17条）

（株）日本政策金融公庫は、振興山村の農林漁業者やその法人に対し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業の経営改善又は振興のための計画の実施に必要な資金の貸付けを行う。